

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく
「緊急事態宣言」発令に伴う日建連関西支部の事務局体制に関するお知らせ(その2)**

2020 年 4 月 22 日
一般社団法人日本建設業連合会関西支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府対策本部から「緊急事態宣言」が支部所在地の大阪府を対象に発出(4/7)され、また 4 月 16 日には、その措置が全国を対象に拡大されています。

「緊急事態宣言」発出後、関西支部は以下の体制を構築して、事業活動を継続することといたしておりますので、お知らせいたします。

ご利用の皆様には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力の程、宜しくお願いいたします。

1. 事業継続体制

- 1) 月曜日から金曜日の就業時間(9:00～17:30)に職員2名が輪番制にて事業継続要員として事務所に出勤し、主として、国土交通省など関係行政機関や会員企業等との連絡調整業務を実施します。
- 2) 本事業継続体制は、宣言期間の5月6日まで継続し、その後の体制は改めて判断します。
- 3) 出勤以外の職員については、原則、自宅待機とします。

2. その他

- 1) 事業継続体制を構築している間は、事業継続要員が電話、FAXにて対応いたします。また、緊急の場合は、自宅待機中の担当職員への連絡も取り次ぎます。
- 2) 会員企業の皆様で、職員個々と直接連絡を取られる場合は、MAILや携帯電話での連絡をお願いいたします。
- 3) なお、当支部の担当職員は、原則3日置きにて出勤いたします。お時間が頂けるのであれば、担当職員からその際に対応させていただきますので、ご理解下さい。

【連絡先】

代表電話番号

06-6941-3658

代表 FAX 番号

06-6942-4031

以上